



衆議院議員

# 坂本ゆうのすけ

## おおぞら通信 No.19



埼玉県  
第10選挙区  
支部  
— 発行 —

### 安保法案 特集

#### 安保関連法案、与党強行採決！ 維新の党は、採決に応じず退席！

7月16日(木)、政府提出の安保関連法案が与党の強行採決により、衆議院を通過しました。維新の党はこの安保法案の採決には応じず退席をしました。我が国の安全保障政策のあり方を大きく変える歴史的にも重要な法案であるにもかかわらず、国民の理解が十分に得られないまま成立させるわけにはいきません。審議の場は参議院へ移りましたが、維新の党は日本が誤った方向に進むことがないよう、引き続きしっかり行動してまいります。



▲ 7月15日(水)、維新の党両院議員総会にて。本会議での安保関連法案への対応を確認。

この度の与党による安保関連法案の強行採決はまさに巨大与党の暴挙であり、国民に対する裏切り行為であると言わざるを得ません。

北朝鮮の脅威や中国の存在感の高まりを考えれば、我が国の安全保障体制を見直していくことは必要であると考えます。しかし、政府案は「存立危機事態」という極めて曖昧な要件で集团的自衛権行使を認めるものであり、その時の政権の判断次第で、他国の戦争への関与が広がる恐れがあります。大多数の憲法学者や歴代内閣法制局長官らも憲法違反との指摘をしています。

我が党も対案を提出しました。自衛権行使のための歯止めを明確にし、憲法適合性も確保した法案です。

今国会での成立にこだわらず、慎重かつ徹底的に議論をし、国民の皆様への理解が得られた上で採決すべきであったと考えます。



坂本支部長の  
コメント

### 維新の考え

- 安倍総理が今国会での成立にこだわる政府案は「存立危機事態」という曖昧な要件で集团的自衛権の行使を認めるもの。歯止めが必要です。
- 維新は、責任政党として、違憲の政府案に代わる「合憲の独自案」を提出。
- 「自国防衛」のための自衛権行使、「専守防衛」を徹底します。
- 誰もが不安に感じる尖閣諸島など離島への脅威にはしっかり対処。政府法制の不備を正すため、「領域警備法」を提出しました。

## 維新案

今までの憲法への考え方に従い、日本の防衛を徹底した合憲の法案。

「旧来の憲法解釈・条文に基づいた立法趣旨に基づいた解釈に収まっている。」  
「これ自体は合憲であるというのが共通の認識。」(小林節・慶応大名誉教授)

## 政府案

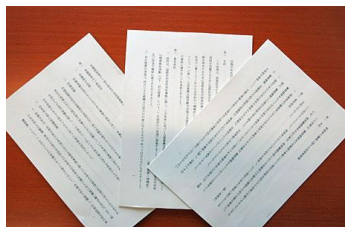
歯止めがなく日本の防衛の範囲を超えてしまい憲法に違反する法案。

「現実的にはほとんど制限的作用を果たさないまやかしの要件を設定したにすぎない。」  
「歯止めはないも同様。」  
「違憲立法。」(大森政輔・元内閣法制局長官)

## 自衛権行使の要件は??

### 維新案

条約に基づき日本周辺において日本の防衛にあたる外国の軍隊に対する武力攻撃が発生し、これにより日本に対し武力攻撃が発生する明白な危険がある場合。



### 政府案

日本と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより日本の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合。

———政府案では、広く「我が国と密接な関係にある他国」(米国に限らず)が武力攻撃を受ければ、必ずしも日本に戦火が及ぶ可能性がなくても、「存立危機事態」として集団的自衛権の行使が可能となる場合があります。

## 自衛隊の活動は??

海外派兵はすべて禁止する。武力行使に等しい武器弾薬の提供、戦闘行動するために発進準備中の航空機に対する給油・整備も禁止。

ホルムズ海峡などへの海外派兵が可能になる場合がある。武器弾薬の提供、戦闘行動するために発進する準備中の航空機に対する給油・整備を行える。

## 尖閣諸島等の離島の警備は??

尖閣諸島などの離島への脅威にあたっては「領域警備法」を整備。不十分だった警備体制を整え、自衛隊・海上保安庁・警察の連携を強化していく。

政府案では離島への脅威については法制上の対応がない。

日本人が、唯一の被爆国、平和国家としての  
国際的地位に誇りを持ち続けられるよう、  
徹底審議を行い、歯止めをかけていきます。

## 坂本ゆうのすけプロフィール

＜学歴＞  
県立松山高等学校・日本大学 文理学部 卒業  
＜経歴＞  
衆議院 予算委員会・憲法審査会  
農林水産委員会・法務委員会 各委員  
衆議院 青少年問題に関する特別委員会 理事  
日本維新の会 筆頭副幹事長  
東松山市長（4期16年）

＜現職＞  
衆議院 科学技術・イノベーション推進  
特別委員会 委員長  
衆議院 文部科学委員会 委員  
日本スポーツ少年団 本部長  
全日本スキー連盟 副会長  
埼玉県体育協会 名誉会長  
東松山市体育協会 会長  
武蔵丘短期大学 客員教授

## 党員募集中!!

入党は下記HPよりお問い合わせ、  
もしくは事務所までお電話ください。

## 坂本ゆうのすけHP

<http://sakamoto-yunosuke.jp/>

### 東松山事務所

〒355-0016 東松山市材木町20-9  
TEL 0493-22-3682 FAX 0493-81-3386

### 国会事務所

〒100-8982 東京都千代田区永田町2-1-2  
衆議院第二議員会館 1124号室  
TEL 03-3508-7343 FAX 03-3508-3733